

徳島大学高等教育研究センターキャリア支援部門キャリア・就職支援班会議規則

平成31年4月1日
高等教育研究センター長制定

(趣旨)

第1条 この規則は、徳島大学高等教育研究センター規則（平成30年度規則第86号）第23条第3項の規定に基づき、徳島大学高等教育研究センターキャリア支援部門キャリア・就職支援班会議（以下「班会議」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 班会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 就職及びインターンシップ等に関する企画及び情報提供等に関すること。
- (2) 学生の就職先企業等に関すること。
- (3) キャリア教育の企画・実施及び支援に関すること。
- (4) その他学生の就職及びキャリア支援等に関し必要な事項

(組織)

第3条 班会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 班長
- (2) 専任教員（特任教員を含む。）
- (3) 兼務教員
- (4) 学務部学生支援課キャリア支援室長
- (5) その他班会議が必要と認める者

(議長)

第4条 班長は、班会議を招集し、その議長となる。

2 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 班会議は、組織構成員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(組織構成員以外の者の出席)

第6条 班会議が必要と認めるときは、会議に組織構成員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 班会議に、専門部会を置くことができる。

2 専門部会について必要な事項は、班会議が別に定める。

(庶務)

第8条 班会議の庶務は、学務部学生支援課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、班会議について必要な事項は、キャリア支援部門長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。